

## 会 議 録 (要旨)

会 議 名	武蔵村山市まちづくり審議会（平成24年度第1回）
開 催 日 時	平成24年5月24日（木）午後7時～午後8時40分
開 催 場 所	中部地区会館402学習室
出 席 者 及び欠席者	出席者：柳沢厚会長、石塚典久副会長、松本昭委員、竹沢えり子委員、 小野和夫委員、豊泉定二郎委員、波多野政俊委員 欠席者：富田裕委員
議 題	1 会議の公開に関する取扱い 2 まちづくり審議会の所掌事項について 3 会議の日程について 4 その他
結 論	<p>議題1について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 会議の公開に関する取扱いについては、次に掲げるとおりとする。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 「武蔵村山市まちづくり審議会」の会議は、公開を原則とする。</li> <li>(2) 会議の公開は、「武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針資料1-1」に定めるところによるほか、「武蔵村山市まちづくり審議会の会議の公開に関する運営要領(案)資料1-2」のとおりとする。</li> </ol> </li> <li>○ 会議録の作成及び公表については、次に掲げるとおりとする。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 会議録は、公表する。</li> <li>(2) 会議録の形式は、概要を記載する方式とし、発言者氏名は記載しない。</li> <li>(3) 会議録は、次回会議において承認を得て確定したのち、公表する。ただし、翌月までに会議の開催がないときは、出席委員全員に送付することにより承認を得るものとする。</li> <li>(4) 公表の方法は、市政情報コーナーへ備え付けるとともに、市のホームページへ掲載することにより行う。</li> </ol> </li> </ul> <p>議題2について まちづくり審議会の所掌事項について了解</p> <p>議題3について 武蔵村山市まちづくり審議会（平成24年度第2回）の日程については、平成24年7月4日（水）午後2時からとする。</p> <p>議題4について 委員名簿のホームページへの掲載について了解</p>
審 議 経 過 (○：委員 ●：事務局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 委嘱書の交付</li> <li>◎ 都市整備部長あいさつ</li> <li>◎ 委員自己紹介</li> <li>◎ 会長・副会長の選任</li> </ul>

会長に柳沢委員、副会長に石塚委員を選任

議題1 会議の公開に関する取扱い

- 「武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針資料1-1」に基づいて、まちづくり審議会の会議の公開の可否及び公開とする場合の公開の要領について決定していただき、公開とした場合においては、会議録の作成の方法と公表の方法についても決定していただきたい。
- 会議の公開に関する取扱いについては、次のとおりとしたい。
  - (1) 「武蔵村山市まちづくり審議会」の会議は、公開を原則とする。
  - (2) 会議の公開は、「武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針資料1-1」に定めるところによるほか、「武蔵村山市まちづくり審議会の会議の公開に関する運営要領(案)資料1-2」のとおりとする。
- また、会議を公開すると決定した場合の会議録の作成及び公表については、次のとおりとしたい。
  - (1) 会議録は、公表する。
  - (2) 会議録の形式は、概要を記載する方式とし、発言者氏名は記載しない。
  - (3) 会議録は、次回会議において承認を得て確定したのち、公表する。ただし、翌月までに会議の開催がないときは、出席委員全員に送付することにより承認を得るものとする。
  - (4) 公表の方法は、市政情報コーナーへ備え付けるとともに、市のホームページへ掲載することにより行う。
- (特に意見なし)
- 事務局提案のとおり決定する。

議題2 まちづくり審議会の所掌事項について

- 「武蔵村山市まちづくり審議会について資料1-3」の内容について、「武蔵村山市まちづくり条例のあらまし(体系図)」について説明しながら説明

「地区まちづくり計画」及び「開発事業の手続」については、「武蔵村山市まちづくり条例」パンフレットにより説明

—— 説明省略 ——

- 新青梅街道について、地区の住民から意見が出てきたときには、市の考えや住民の考えを考慮するだろうが、新青梅街道は東大和市や瑞穂町ともつながっているので市単独ではできないと思う。他市町と協

議するなどの定めはあるのか。

- 新青梅街道の整備に関しては、東京都を中心に沿線2市1町がメンバーとなる行政連絡会があるが、まちづくりに関して一緒に話し合う組織は今のところない。今後、拡幅事業が進んでいくに従って沿道のまちづくりについて本格的に検討が進んでいく中で、行政間で意見調整して、協議会にフィードバックしていく。そこで出てきた意見を両市町に伝えて、計画の整合性を図っていくものと考えている。
- 新青梅街道沿道地区の30メートルの範囲は、現在の幅員の端から30メートルということか。
- 都市計画道路の計画線から30メートルと定めているので、30メートルに拡幅後の道路の端から30メートルということになる。
- 30メートルの線から外側を沿道地区として定めるとすると、18メートルから30メートルに拡幅される現道から両側6メートルの部分は、条例の適用を受けないのか。
- まちづくり条例第29条に定めたとおり、立川都市計画道路3・2・4号新青梅街道線そのものと、その境界線から30メートルの範囲の土地を新青梅街道沿道地区として定めているので、現道から拡幅される部分も含まれる。
- 土地取引の届出が必要となる範囲は、広がる部分のほか30メートルの内側のということか。
- そのとおりである。
- 新青梅街道沿道地区まちづくり協議会を市で立ち上げるとのことだが、市内全域がひとつの協議会なのか。それとも地区ごとに分かれるのか。
- ひとつの協議会をまず立ち上げるが、協議の中で分科会をつくろうというような話が出てきたときは、下部組織において地域の事情に沿ったまちづくりを個別に検討していったら、親の協議会で調整するケースも出てくると考えている。
- 武蔵村山市には景観条例はないのか。
- 景観条例はない。
- まちづくり条例の中に項目の一環として景観条例の内容と同じものがあって、例えば工場などを作るときに、高さや色の許可の範囲などをまちづくり条例の中で都市計画課が全て管理しているということか。
- まちづくり条例では、青梅街道の北側のエリアの色彩などの景観の基準を作っていくというものである。
- まちづくり条例の第41条第2項に「狭山丘陵の多様な機能及び役割」とあるが、具体的なものは何か。
- 狭山丘陵の景観の役割としては、やすらぎを与えるものであったり、

木々が茂ることによって水を保全したりと様々な役割がある。そうした多様な機能を市民や事業者が認識することによって保全していくということを第3章の基本の理念として定めて、具体的に実現させるため届出をしてもらうというつくりになっている。

○ このあたりの内容について具体的に語られることによって、景観基準が決まってくると思う。市民に認識してもらう上でも、大事な理念だと考える。

○ 「まちづくり条例市民会議」における討議で、市民からは、狭山丘陵の自然を保全するための目標として、「人が訪れる憩いの場にする」、「ツリフネ草やカタクリなどの貴重な植物を保全する」、「既存の緑と水辺をつなぐネットワークを形成する」などの意見が出ていた。

○ 「多様な機能及び役割」とは、「市民会議」では位置付けられていると思っていいのか。

○ 条例を作る段階ではいくつか想定されていたということで、今後の議論の中で内容が膨らむこともあると考える。

○ まちづくり条例では景観についての構えはできているが魂を入れなければ進まないの、アクションを起こす必要があると思う。市と市民との関係やスケジュールに関する今後の展望と、狭山丘陵の景観に関しては都市計画課単独の所管なのか他課にまたがるのか聞きたい。

オール武蔵村山市の景観を扱いたくてもいきなりはできないので、まずは一番重要な狭山丘陵からというのが条例のスタンスで、これを知ることによって次の裾野が広がっていくものである。

○ 「地区まちづくり計画」など市民から出てくるものは、市からアクションを起こして促進する必要があり、待つばかりでは出てくるのか疑問である。

● 景観については都市計画課が所管しており、「景観重点基準」に関しては、都市計画課の主導で決めていくこととなるもので、これに関する条例の規定は平成25年10月までに施行することとされている。そこがリミットとすると、「景観重点基準」は、建築物の建築や色彩変更の基準をつくることにより地区内在住者に多少制約がかかることがあることから、意見を聴きながら定めることを考えているので、周知期間を入れると遅くとも今年度中には事務局で案を作って、それを地元で周知して意見をもらうという方法が考えられる。

● 今回、スケジュールや検討の方法を示したいところであったが、庁内で具体的なものは決まっていなかった。次回なり近いうちに審議していただきたいと考えている。

待っているだけでは駄目だというのはもっともで、まちづくり条例の総論的なパンフレットは作成したところだが、市民が地区まちづくり計画とはどんなもので何ができるのかわかる資料を作っていきたい

と考えており、興味のある市民にはこちらからアクションして説明していきたいと考えている。

- 開発事業の基準の緑化等の基準は、これを満たせば、建築基準法の緑地化の基準を満たす必要はないのか。
- 建築基準法に緑化の基準はなく、まちづくり条例が法律の基準を緩めるようなことは全くない。
- 今日の会議の受け止め方として、事務局から説明を聞いて、問題点や提案があって次回に備えるというものを想定してきたが、具体的な意見や提案がない。次回は、議題が整理されているといい。
- 今回はここに諮るべき具体的案件がなく、審議会の役割の勉強会と理解している。
- 課題に対して良し悪しを議論するものと考えていた。同時に、市民代表として、生活しているの武蔵村山の欠点や直すべき点について、条例的に網羅されているのか、網羅されていなければ入れてほしいということ述べるのかと考えていた。そうでなければ専門的な知識がないとやっていけない。
- 本来は具体的なテーマについて諮る場と考えており、今回は初回ということで会議としてはイレギュラーな形になったが、まちづくり条例とはどんなものかというところから審議会の所掌事項を説明した。
- 審議会の委員は専門家と市民で構成しているが、市民委員は暮らしや生活の目線で地域の声を発して、市民の観点から公共性を付与することを期待されているはずである。日常生活の中で武蔵村山市をどうよくしていくかという観点から意見を述べ、専門家は専門的な観点から意見を述べ、それを行政という地域をコントロールする責任主体が聴き、立場の違う三者が議論することによって最適解を見出す行為が審議会での協議だと感じている。
- 「大規模事業活動からの撤退時等における手続」はこの条例の一つの特徴でもあるが、知らなかったということがかなりありそうである。周知をしないと機能しないので、周知の方法を含めて検討願いたい。

### 議題3 会議の日程について

- 次回、第2回武蔵村山市まちづくり審議会の日程については、平成24年7月4日（水）午後2時からということで提案する。なお、次回からは市長の諮問事項について審議することとなるため、諮問事項がない場合は開催しない。その場合については、1週間前までに事務局から委員へ連絡する。
- 資料は事前に送付されるのか。
- 送付する。
- 了解

	<p>議題4 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 審議会の公開に関し、会議録のほか委員名簿をホームページに掲載したいと考えているので了解願いたい。</li> <li>○ 委員公募の際、履歴書の提出は必要なかったのか。</li> <li>● 募集要項としては、過去に市の公募委員として従事したことがあるかを記入してもらっただけである。</li> <li>○ 委員名簿のホームページへの掲載について了解</li> </ul> <p style="text-align: right;">以上</p>
--	--

<p>会議の公開 ・非公開の 別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>公 開</p> <p><input type="checkbox"/>一部公開</p> <p><input type="checkbox"/>非 公 開</p> <p>※一部公開又は非公開とした理由 ( )</p>	<p>傍聴者：1人</p>
------------------------------	---	---------------

<p>会議録の開 示・非開示 の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>開 示</p> <p><input type="checkbox"/>一部開示（根拠法令等： )</p> <p><input type="checkbox"/>非 開 示（根拠法令等： )</p>
-------------------------------	--

<p>庶務担当課</p>	<p>都市整備部都市計画課（内線274）</p>
--------------	--------------------------